保守契約一般条項（IT保守）

シュークルキューブテクノロジーズ、フランス国パリ市シャンゼリゼ通り76番地所在、パリ市商業登録番号501727853　（以下「保守事業者 」という。）

JCBプラザ ラウンジ・パリ様　10 Rue de la Paix, 75002 Paris, FRANCE所在、事業者登録番号　　　　　　　　　（以下「お客様」という。）

は、IT保守に関し次の通り契約を締結します。

**1. 一般条項**

本契約は保守事業者によりANNEXE2に記載の保守対象機器に提供される保守条件を定めるものとします。契約目的の保守作業の実施に係る一般条項は以下の条項で定めるものとします。本契約に係わる特別な条項、特に体制及び手順についてはANNEXE１に定めるものとします。

**２．保守事業者の責務**

2.1 保守範囲

2.1.1 保守事業者は 以下に示す修理保守提供につき、作業可能な範囲内において作業実施します（以下保守作業という）。

2.1.2 保守作業には以下の内容が含まれます。

- 機器仕様書記載の機能へのアクセス障害及びアクセス不能といった、ハードウェアに起因するあらゆる機能障害の識別、及び同機能障害を修正又は回避するために必要な作業の実施

2.1.3 保守作業には以下の内容は含まれません。

- お客様による設定やアップグレードのための、機器及びソフト等変更、追加の作業

- 消耗品の調達、配送、設置作業

- 機器と関係なく発生した障害、特に通信障害、電気供給、事故及び天災地変に起因する障害の保守作業

- 設置環境（空調、絶縁、電気接続等）の点検及び維持

2.2 実施方法

2.2.1 お客様が機器等の障害に面した際、不正常な内容及び状況を、電話またはE-Mailにより保守事業者に連絡します。

2.2.2 保守事業者は、必要に応じて、電話サポート、リモートメンテナンスまたはオンサイトメンテナンスを実施することとします。

2.2.3 修理または障害回避の手段を講じる期日及びサービス時間帯はANNEXE１に記載のとおりとします。定期保守の場合はこの限りでない。

2.3 秘密の保持

2.3.1 保守事業者及びその技術者は、保守の実施にあたり知り得たお客様の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

2.4 保守作業報告

保守技術者はメンテナンスレポートを毎回作業後に提出いたします。

**３．お客様の責務**

3.1 お客様は、保守作業をより良い条件で実施するために、保守作業員が対象機器へ、お客様の通常営業時間内にアクセスできることとします。日曜、祝日及びお客様の通常営業時間外にお客様の希望により作業を行う場合は、お客様側責任者立会いのもと、保守作業員が機器設置場所への立ち入ることを保証します。

3.2 お客様は保守作業対象となる障害について、作業に有用なあらゆる情報を提供することとします。またお客様は保守作業に協力することとします。

3.3 お客様は、保守を行ううえで必要となる備品等の提供及び電力費等の負担をするものとします。

3.4 お客様は製造元により明記されているか、または一般標準的な設置規定（絶縁、空調、接続等）を遵守することとします。

3.5 お客様は保守事業者のあらゆる作業について、予めデータ、ファイル、プログラムの消失・破壊・改竄に備え、バックアップをとる手段を講じることとします。

3.6 お客様は保守事業者に機器等の機能障害について迅速に通知することとします。

3.7 お客様は保守事業者またはその他全ての設備・機器製造元により明記された規準に従った設置環境を監視することとします。

3.8 お客様は定期的に予防保守手順及び必要な清掃を実施することとします。

3.9 お客様は必要なリモートメンテナンスのための機器等を設置することとします。

**４．責任の制限**

4.1 法により認可された範囲内において、本契約に関し、万が一の場合に保守事業者が負うべき損害、補償、賠償の最大額は本契約で保守事業者が実際に受領する額を超過することはできないものとします。

4.2 保守事業者は以下の責任を負いません

- あらゆる間接的損害及び減収、司法手続及びコンサルティングにかかる費用

- お客様が、保守事業者及びあらゆるその他の機器供給事業者からの指示に従っていた場合には回避し得たあらゆる損害

4.3 保守事業者が他社より購入し、保守事業者の製品に組み込まずして販売する機器等の保証期間は、製造販売元の保証期間に限定されます。

4.4 保守事業者は不可抗力及び戦争・反乱・混乱・労働争議または運送・通信の中断等を含む公権力による契約上の義務不履行、及び保守事業者の供給業者及び契約業者の責めに期すべき事由によるか、または保守事業者の直接管理の及ばないその他の事由による作業未完了及び遅延について責任を負いません。

**５．第三者介入**

5.1 保守事業者は全部または一部の作業を下請に委託する場合があります。保守事業者は本委託契約と、委託された者により実施された作業品質に責任を負います。

5.2 保守事業者の同意を得ずして、お客様が第三者に依頼した作業により生じた故障保守については、保守事業者の保証の限りではありません。

**６．料金及び支払条件**

6.1 料金：契約額は保守事業者の作成した見積書にお客様がご署名をした金額となります。

6.1.1 ただし、必要に応じ、ANNEXE1に記載の費用をお客様にご請求させていただきます。

6.1.2 本契約の保守料金をお客様は、請求時の税額を付加し、定期的に3か月毎に請求し後払いすることで合意することとします。

6.2 支払条件

6.2.1 保守料は請求書受領時に保守事業者の指定する口座への振込みですることとします。

6.2.2 保守事業者が定める支払い期限内に料金が支払われない場合、法律に従い、支払遅延損害金を請求できるものとします。訴訟、執行吏、弁護などに係る諸費用も別途請求できるものとします。

**７．期間**

本契約は署名の日より1年とします。以後1年毎の自動継続のこととしますが、お客様もしくは保守事業者のどちらかが、期限満了の2ヶ月前までに書留による解約通知をした場合はこの限りではありません。

**８．契約解除**

本契約は以下の条件により法律手続きによることなく解除することができるものとします。

8.1 お客様の解除権：お客様は、本契約終了時または一年間更新期間の終了時の2ヶ月前までに、保守事業者宛て書留の送付により、本契約の解除ができます。

8.2 保守事業者の解除権：書留による支払督促通知発行後、1ヶ月を過ぎてもお客様からの料金支払いが行われない場合、本契約の解除ができます。

**９．その他**

9.1 お客様は保守事業者の責に帰すべからざる事由による、営業上の損失、稼動中止、利益損失または観客減少などの全ての損害について、賠償金の請求はできないものとします。

9.2 お客様は故障及び機器機能停止の際に、支払いの一時停止や、損害賠償請求はできないものとします。

9.3 本契約内容に変更が生じた場合には、双方で変更内容を書面に記載の上、署名することとします。

9.4 本契約は、双方同意の全ての条項から成ります。

9.5 本契約と契約書に記載の権利及び義務は、お客様により第三者に移譲及び譲渡することはできません。ただし、書面により本契約の条件を遵守する特別の無条件かつ変更不可能な約定に署名し、権利を譲り受けた第三者で、かつ保守事業者の書面による同意がある場合はこの限りではありません。

9.6 全ての通知は、重大さの度合いにより、書留送付かファックスによる書面によってなさるものとします。書留送付の場合は、本契約記載の住所に送付するものとし、または双方既知の最新住所に送るものとします。全ての通知は書類到着日に有効となることとします。

**１０．裁判権管轄条項**

10.1 本契約の解釈及び執行に関する異議は、すべて保守事業者の区域管轄である裁判所で提訴することとします。

10.2 本契約はフランス国法に基づくものとします。

10.3 本契約はフランス語版を原本とします。

2022年 4月 1日　フランス国パリ市

ANNEXE 1

保守内容

トラブル時に電話サポートを致します。電話サポートで解決できない困難なトラブル復旧には、弊社SEがオンサイトでの保守作業を致します。

1. 保守項目

お客様サイトの機器等

・ 電話による問診の実施

・ 電話による故障切り分け、故障箇所の発見

・ 電話による復旧のための指示

※電話サポートは緊急時に限ります。

・ 遠隔操作による故障切り分け・故障箇所の発見

※リモートメンテナンスのための環境（モデム、ソフトウェアなど）はお客様の負担となります

・ オンサイトによる故障切り分け、故障箇所の発見

・ オンサイトによる復旧のための指示

・ ベンダー手配

・ 復旧機器及び、復旧ソフトウェアの再セットアップ

○機器保守

XX時間/年　TBD

○コンテンツシステム保守

XX時間/年　TBD

○ご利用時間の計上方法

訪問作業:ご訪問毎2時間より後30分単位で計上

遠隔作業:お電話、E-Mail、遠隔操作は30分単位で計上

緊急対応:当日訪問による緊急訪問対応は作業時間の1.5倍を計上

オンサイトの場合は出張費として往復30分計上

平日18時以降・土曜日は作業時間の1.5倍を計上

日曜日・祝日は作業時間の2倍を計上

2. 受付日・時間

受付け時間は営業日 ９時～１７時

※故障等の弊社への申告は、予め指定されたお客様側担当者より行われるものとします

3. オンサイト駆けつけ時間

オンサイト駆け付け依頼日の翌々日まで（翌日が営業日外の場合は翌々営業日）

※パリ市内（郵便番号75XXX地区）ではない場合はこの限りではありません。

※定期保守契約の場合には、定期以外の作業は緊急時に限られます。

※天災地変、新種コンピューターウイルスの大規模感染などの場合は遅延する場合があります。

**受託金額**

作業時間単価 : 定期保守 無し

機器保守 XXXユーロ（税抜）/ 時間　TBD

コンテンツシステム保守 XXXユーロ（税抜）/ 時間　TBD

\*利用時間のご請求は3カ月毎後払いとさせていただきます

\*合計作業時間を超えた場合、XXXユーロ / 時間別途請求いたします

\*契約解除は、契約終了日の2か月前までにご通知願います

\*契約解除通知がない場合、自動更新となります

以下の料金は別途ご請求させていただきます。

弊社アトリエ、製造元修理センター等への機器等配送費、

及び保守に係る総ての配送費

メーカー保証外の交換部品代及び修理代

オンサイト時の交通費

-パリ市内（郵便番号75XXX地区）ではない場合、公共機関による交通費は2等クラス実費

-タクシー利用の場合は実費

-自家用自動車の場合は、0,50EuroHT/Km + 高速料金等

オンサイト時の宿泊費 175EuroHT/泊

代替機をご利用いただいた場合はレンタル費

その他、保守に係る総ての実費

ANNEXE 2

LG サイネージパネル

LG コンテンツ管理システム(Supersign Cloud)